

緊急雇用創出事業の前倒し執行及び「働きながら
資格をとる」介護雇用プログラムの積極推進について
～12月の都道府県議会における補正予算での対応のお願い～

雇用対策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成21年10月23日、政府の緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣、事務局長：細川厚生労働副大臣）において、「緊急雇用対策」が策定されました。今回の対策は、現下の厳しい雇用失業情勢の中で、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、急がれる対策を早急に実施するものです。

本対策の中で、成長分野における雇用促進のため、「緊急雇用創造プログラム」として、「介護雇用創造」、「グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造」、「地域社会雇用創造」の3つの重点分野における雇用プログラムの推進等に取り組むこととしております。

これらの対策の推進のためには、緊急雇用創出事業の活用など都道府県のご協力が大変重要となっております。各都道府県におかれましても、本対策の趣旨にご理解いただき、特に以下の点につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 「緊急雇用創造プログラム」の一環として、雇用情勢に機動的に対応し、雇用創出の拡大を図るために、都道府県における雇用対策の重要なツールとしてご活用いただいている緊急雇用創出事業の前倒し執行をお願いすることといたしました。併せて、円滑な前倒し執行のために、雇用期間や事業実施要件についての要件緩和を行ったところです。

各都道府県では、既に、後年度を含めた事業計画を策定していただいているところですが、今般の事業をできる限り早く開始できるよう、12月議会での補正予算の手続き等の早期実施にご配慮をお願いします。その際には、介護、農林、環境、観光等の分野にかかる事業計画を優先的に採択

するとともに、後年度に予定している事業計画のうち、早期実施が可能なものについて、前倒して今年度内に開始していただきますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

二 また、今回の対策に盛り込まれた『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』は、厳しい状況が続く中でも、求人ニーズの高い介護分野において、養成機関の受講料を事業費の対象とともに、受講時間も労働時間として給与支払の対象とし、働きながら介護資格を取得するというものです。

このプログラムは、介護分野の人材の育成・確保に大きく資するものであり、また、介護事業者、求職者双方、さらに地域にとってメリットの大きいものであると考えています。

本プログラムは、上記一の前倒しも含め、緊急雇用創出事業を活用して実施するものであり、都道府県に対して新たな財政負担をお願いするものではありません。また、事業計画の円滑な立案とともに、事業の実施をお願いする介護事業者の方々にご負担をかけることなく実施できるようすべく、養成機関の受講料等を事業費の対象とするための要件の緩和も行うこととしました。

各知事におかれでは、何卒、こうしたメリットや趣旨にご理解を賜り、今年度内にできる限り早く本プログラムに基づく事業を開始できるよう、御配慮を宜しくお願ひ申し上げます。

各都道府県知事 殿

平成21年10月29日

副総理 菅 直人

(緊急雇用対策本部長代行)

厚生労働副大臣 細川 律夫

(緊急雇用対策本部事務局長)